

くらしき 農業委員会だより

平成 2 5 年

2 5

2 0 1 3 . 3



◆◆◆ 主な内容 ◆◆◆

農地法アラカルト 農地転用許可（改正点）についてなど 2 - 3

農地の賃借料情報ほか 賃借料情報，新会長就任挨拶，農業委員の就退任など 4 - 5

農業委員活動紹介 視察報告など 6 - 7

認定農業者の輪 全国農業新聞のPR，編集後記など 8

表紙の写真・・・原田幸広さん（倉敷市船穂）のスイートピーハウス

農地法アラカルト

ここでは、農地法等に関する様々な情報をお届けします。

左頁参照！

市街化調整区域内の農地転用について

平成21年の農地法改正により、新たな農地制度がスタートしました。違反転用に対する罰則が強化され、集団農地を確保するため農地の集団性の基準が20haから10haに引き下げられ、市街化調整区域内農地の転用が難しくなりました。それから3年余りが経過しましたが、倉敷市としての認識が担当課によってバラつきがありました。そこで、昨年11月1日から関係各課が連携して優良農地の保全に努めるべく、取り扱いの変更を通知させていただきました。(左頁参照)

主に業者様向けですが農地所有者様にも直接係わりのある事柄となりますのでこの紙面にてお知らせします。

なお、取り扱いには経過措置が設けられていますので、関係課へ必ずお問い合わせください。

特定遺贈の取り扱いについて

「遺贈」とは遺言により特定の者に無償で譲渡するもので、2種類あります。

包括遺贈

遺産の全部又は抽象的割合を示し、遺産分割を経て権利が確定するもの

特定遺贈

遺産の中で目的物を特定して遺産分割を経ずに権利が確定するもの

このうち「包括遺贈」については、これを受ける者は相続人と同一の権利義務を有し(民法第990条)、相続と同様の関係であることから農地法第3条の許可を受けなくて良いとされています。

これに対し「特定遺贈」については、目的物が確定した譲渡であることから、これによる農地の権利移転についてはこれまで農地法第3条第1項の許可を受ける必要があるとして取り扱ってきました。

改正点

『特定遺贈』の内『相続人に対する』ものについて許可不要となりました。
ただし、農地法第3条の3の届出は包括遺贈と同様必要です。



詳細については農業委員会本庁・各支所へお問い合わせください！

農地転用許可基準について

農地転用申請の審査基準について見直ししました。

農地法第3条により耕作目的で取得した農地は、原則農地以外に転用する事が出来ません。農地取得の際には目的を明確にして、よくお考えのうえ取得してください。

露天資材置場は一時転用が原則です。

資材置場への転用後、住宅など他の目的に変わるケースが見受けられます。このため、資材置場は事業所から300mの区域内とし、工事に必要な一定期間認めることとなりました。

農地法に係る各種申請の〆切日を4月から変更します。毎月22日(休日の場合は翌開庁日)です！詳細は農業委員会事務局へお問い合わせください。

平成24年10月22日

市街化調整区域内農地の自己用住宅の開発行為について

倉敷市・開発指導課, 農林水産課, 農業委員会事務局



1 目的 本市では平成13年の条例制定により、市街化調整区域での自己用住宅の開発が可能となり、その件数は年々増加。農地の中に新たな住宅地が誕生している状況において、これに係わる農振農用地除外・農地転用・開発許可が連携調整をもって各々に関する基準等を整備し、市街化調整区域の市街化抑制と優良農地の保全を図る。

2 概要

①農振農用地区域の除外

施行後		施行前	
	農振農用地区域		農振農用地区域
農家住宅	○	農家住宅	○
分家住宅	○	分家住宅	○
自己用住宅(11号)	×	自己用住宅(11号)	△
貸進入路(開発道路)	×	貸進入路(開発道路)	△

※農振農用地区域の除外は、農業振興に資する施設に限り除外できるものとする。

※自己用住宅(11号)とは、都市計画法第34条第11号に基づく条例により50戸連たんの区域で開発される自己用住宅をいう。

※△は条件による。

②農地転用・開発許可

	施行後					施行前			
	甲種農地	第1種農地	第2種農地	第3種農地		甲種農地	第1種農地	第2種農地	第3種農地
農家住宅	△	○	○	○	農家住宅	△	○	○	○
分家住宅	△	○	○	○	分家住宅	△	○	○	○
自己用住宅(11号)	×	×	×	○	自己用住宅(11号)	×	△	△	○
貸進入路(開発道路)	×	×	×	×	貸進入路(開発道路)	×	△	△	○

3 施行日 平成24年11月1日

4 経過措置 ・平成24年5月31日までに農振農用地区域の除外申出を行い、除外となったものは、平成25年3月25日まで農地転用許可申請及び開発許可申請を行った場合、この限りではない。

・平成24年10月31日までに開発許可における事前協議申出を行っている区域内については、平成30年3月26日まで農地転用許可申請及び開発許可申請を行った場合、この限りではない。

問い合わせ先

倉敷市 開発指導課	086-426-3485
農林水産課	086-426-3425
農業委員会事務局	086-426-3895

お知らせ

倉敷市農業委員会のホームページご存知ですか？

倉敷市農業委員会のホームページでは農地法手続きに必要な書類をダウンロードしたり、農地法に関する情報がたくさんあります。また、農業委員会だよりのバックナンバーを読むこともできます。

倉敷市農業委員会

検索 クリック



農地の賃借料情報をお知らせします！



平成24年1月～12月に締結された農地の賃借料の水準です。実際に締結された契約内容の集計値ですので、賃借料を決定する際の参考にしてください。契約の際は貸し手と借り手の両者でよく協議した上で締結してください。

倉敷市 賃借料情報

10アール当たり(単位:円)

作物	締結(公告)された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数	
田の部	旧倉敷市	8,200	16,000	3,600	137	
	旧船穂町・旧真備町	7,600	12,000	5,000	17	
	(参考)倉敷市平均	8,200			156	
レソコ	倉敷市全域	28,800	40,000	15,000	11	
畑の部	普通畑	倉敷市全域	12,300	19,000	8,500	8
	ブドウ	倉敷市全域	7,800	8,000	5,700	26
	モモ	倉敷市全域	7,900	12,000	4,500	40
	花卉	倉敷市全域	7,700	8,500	5,000	8

データ数は集計に用いた筆数。

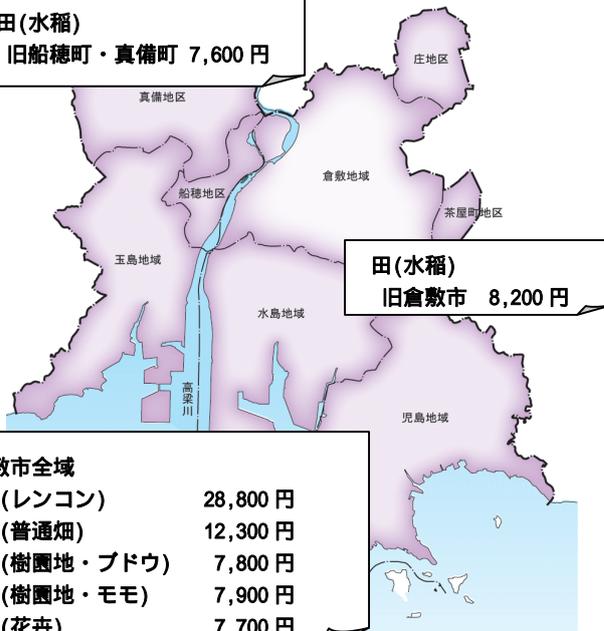
賃借料が物納支給(水稲)の場合 60kg 当たり 11,300円に換算している。

このデータは平成24年1月から12月に実際に締結された賃借料をもとに集計しています。

倉敷市の賃借料の状況(地図)

田(水稲)

旧船穂町・真備町 7,600円



田(水稲)

旧倉敷市 8,200円

倉敷市全域

田(レンコン)	28,800円
畑(普通畑)	12,300円
畑(樹園地・ブドウ)	7,800円
畑(樹園地・モモ)	7,900円
畑(花卉)	7,700円

【参考】10アール当たり賃借料水準(平均額)の推移 (単位:円)

作物	締結(公告)された地域名	22年	23年	24年	
田の部	旧倉敷市	6,000	8,800	8,200	
	旧船穂町・旧真備町	6,700	8,700	7,600	
	倉敷市平均	6,100	8,700	8,200	
レソコ	倉敷市全域	55,700	54,100	28,800	
畑の部	普通畑	倉敷市全域	7,300	11,800	12,300
	ブドウ	倉敷市全域	8,100	8,000	7,800
	モモ	倉敷市全域	11,400	8,700	7,900
	花卉	倉敷市全域		8,000	7,700

お問い合わせ先

▶ 本庁農業委員会(事務局)

〒710-8565

倉敷市西中新田 640 番地

TEL 426-3895

FAX 427-3536

e-mail: comagr@city.kurashiki.okayama.jp

▶ 児島支所 児島駐在

☎ 473-4374

▶ 玉島支所 玉島駐在

☎ 522-8126

▶ 真備支所 真備駐在

☎ 698-5042

▶ 庄支所

☎ 462-1212

▶ 茶屋町支所

☎ 428-0001

▶ 船穂支所

☎ 552-5110



全国農業図書

町の本屋さんでは売っていません！！

農地や農業経営、農政などに関する実務書や解説書、リーフレットをはじめ、農業を始めた人、農業や食に関心を持つ人のための書籍などを取り揃えています。

全国農業図書のホームページ

<http://www.nca.or.jp/tosho/>



就任のうめい



会長
堀 幹 宏

この度、前会長の退任に伴い、会長に指名推薦を賜り、重責を担う事となりました。

さて、農業を取り巻く環境はTPP、遊休農地の解消、農業従事者の減少・高齢化、後継者不足など多くの問題を抱えています。その状況の中、昨年の11月には市街化調整区域内の保全を図る目的から、農地転用・農振解除・開発許可基準が明確になりました。

私たち農業委員は、適正な農地の許可事務と時代のニーズに対応した農業経営の確立、後継者や担い手の増加、遊休農地の発生防止と解消に努め、本市農業の再生に努力していく所存でございますので、より一層のご指導、ご支援をお願い申し上げ、就任のご挨拶とさせていただきます。

農業委員の就退任について

農業団体推薦による農業委員の三宅通氏が退任され、千田甚治氏が平成24年6月24日付で選任されました。

また、市議会議員の改選により農業委員の大本芳子氏、原 勲氏、原田健明氏、倭正文氏が退任され、矢野秀典氏、原 勲氏、原田龍五氏、難波朋裕氏、が2月6日付で選任されました。



(岡山西)
千田甚治
(農政)

【農業協同組合推薦】



難波朋裕
(農地)



原田龍五
(農地)



原 勲
(農政)



矢野秀典
(農政)

【市議会推薦】

お願い

市街化区域内の農地を農地以外にする場合は
農業委員会へ届出が必要です。

事前着工は禁止です！

届出後2週間以内に受理通知書を交付しています。
着工は受理通知書を受け取ってからお願いします。
届出書の記載については農業委員会事務局へお尋ねください。

その他転用をお考えの方、P2～3の「農地法アラカルト」もご覧ください!!



農業者年金に加入しませんか！？

あなたの老後生活への備えは十分ですか？

お問い合わせ先

年金は家族一人ひとりについて準備することが大切です！

J A各支店か農業委員会事務局または独立行政法人農業者年金基金へ

老後の備えは国民年金プラス農業者年金が基本です！

独立行政法人農業者年金基金 TEL:03-3502-3942

ホームページアドレス <http://www.nounen.go.jp>



農業委員先進地視察研修報告

稲の収穫も終わり、実りの秋から冬へと季節が変わろうとする11月13日(火)から14日(水)の2日間で高知市農業委員会等を訪問し研修を行いました。

高知市農業委員会では遊休農地対策や農業委員会活動について説明を受け、意見交換を行いました。また、同市の西島園芸団地を視察し、スイカ・メロンの栽培についてお話しを伺いました。

翌日には豊稔池ダムを視察し、有意義な視察研修となりました。



県外視察受け入れ報告

昨年2市の農業委員会が当市を視察されました。

8月1日(水) 倉敷市真備支所

江津市農業委員会

- ・真備地区の耕作放棄地再生の経緯及び現状や課題について
市内の農業生産法人が取り組んでいる事例をパワーポイントで紹介した後、実際のほ場を確認されました。
当日は、堀幹宏会長をはじめ真備地区の小川弘省委員、片岡輝夫委員が同席し対応しました。

10月24日(水) 倉敷市役所

豊橋市農業委員会

- ・耕作放棄地の解消、農業後継者の就農支援、地産地消、食農教育、農業委員会の概要について
職員による説明後、農業政策を中心に意見交換がなされました。
堀幹宏会長、花巻修二会長代理が同席し対応しました。

女性農業委員の登用・選出について

農業委員会に女性の登用をすすめましょう！！

女性農業委員の資質向上と女性農業委員への更なる登用・選出に向けて相互研鑽情報交換、農業政策に対する意見の公表、女性農業委員の組織化と活動を目的に「全国女性農業委員ネットワーク」が組織されました。岡山県でも「女性農業委員の会」が組織され黒岡勝美委員が副会長として活躍中です。



芒種

第3回



農業委員活動紹介ほか

農業者の代表として農地を守り、有効利用するため広範な役割を担っている農業委員の日頃の活動をご紹介します。

農地相談について

農業委員会では出前相談を各支所で年の1回行っていますが、この日以外にも随時受け付けています。

農地の転用や権利関係などの相談に応じます。農地に関する事でしたらどんな事でも結構です。お近くに農業委員又は農業委員会事務局へご相談ください。

農業委員の連絡先は農業委員会事務局へお尋ねください。



☺☺☺ 農地に関するご相談はお近くの農業委員へどうぞ ☺☺☺

任期：平成23年4月22日～平成26年4月21日

選挙区	氏名	農地 部会	農政 部会
倉敷第1	松尾 賢二		
倉敷第1	味野日登志		
倉敷第1	石原 健平		
倉敷第2	山本 定一		
倉敷第2	花巻 修二		
倉敷第2	中浦 功		
倉敷第2	野口 道義		
倉敷第3	安井 元徳		
倉敷第3	菱川 修二		
倉敷第3	小田 利之		
倉敷第4	平松 高明		
倉敷第4	永瀬 彰博		
倉敷第4	吉田 幸夫		
水島	片岡 一正		
水島	三宅五十三		
水島	坂本 忠雄		
水島	三宅 義行		
水島	岡 勝嗣		
水島	守屋 和人		

選挙区	氏名	農地 部会	農政 部会
児島	光田 稔		
児島	岸本 寛吾		
児島	中西 公仁		
玉島第1	宮原 亮二		
玉島第1	小幡 通隆		
玉島第1	福武 勝行		
玉島第1	堀 幹宏		
玉島第1	中藤 定光		
玉島第2・船穂	小野 誠二		
玉島第2・船穂	小林 一		
玉島第2・船穂	田邊 洋樹		
玉島第2・船穂	小野 健児		
玉島第2・船穂	佐々木辰彦		
玉島第2・船穂	中桐 節夫		
真備	小川 弘省		
真備	片岡 輝夫		
真備	小林 勝正		
真備	黒岡 勝美		
真備	田村 博司		
真備	古川 敦己		

農業者年金に加入して安心できる老後を...

～ しっかり積立て、がっちりサポート安心で豊かな老後を～

あなたの老後生活への備えは十分ですか？

年金は家族一人ひとりについて準備することが大切です。

老後の備えは国民年金プラス農業者年金が基本です。

認定農業者の輪

このコーナーはリレー形式で認定農業者をご紹介します。



原田 幸広さん（船穂町船穂）

原田さんはニューファーマーでの研修後、船穂地内の農地を借り受けて、スイートピーの栽培をされています。

【認定農業者になったきっかけは？】

就農してから1.2年後だったと思いますが、市の方に勧められてニューファーマーの研修中だった事もあり、認定農業者になりました。

【認定農業者になって良かった点は？】

大型の補助金が借りやすいことでしょうか。また、講習会や勉強会の案内やお知らせがあり助かっています。

【栽培品種は？】

スイートピー専門です。現在9種類栽培しています。出荷は11種類です。

【経営で工夫している点は？】

栽培はオーソドックスで余計な事はせず、基本に忠実。最後までまんべんなく花を切っていくように努めている。とにかくコツコツ頑張っています。

【今後の目標・挑戦してみたいことなどなど…。】

現在までにニューファーマーで7人入ってきているが、僕は4人目です。入る前から後継者不足で花卉部会も平均年齢が50歳を過ぎている。自分より若い人がいないし、後継型の農家がない。今から30年・40年経っても今と同じくらいの生産量であり続ける努力をしたい。

先輩方と産地を維持出来るよう規模拡大したいし、それが恩返しになるのではと思っています。

また、農業はコミュニケーションが大事だと思っています。本を読んだだけではトラブルは解決しない。若い人たちに対話が必要だと教えたいですね。

【行政にひとこと…。】

農林関係部署の方にはもっと現場に足を運んでもらいたい。もう少し密着感があっても良いと思います。

スイートピーの栽培は冬場の加温が必要ですが、この3.4年特に寒く重油代がボディブローのようにじわじわと効いてきて痛手です。もちろん工夫して、使えるものは使いまわしているし、暖房も隙間がないように工夫したり、研究していますが限界があります。重油に対する補助金等があれば良いと思います。

考えていただきたいですね。

次回（ 26 ）は原田さんからご紹介いただいた方をご紹介します。

倉敷市では認定農業者を募集しています。

「倉敷市農業経営基本構想」に適合した（年間農業所得450万円程度、年間労働時間1900時間程度等）農業経営改善計画であれば、性別、年齢、専業・兼業の別、営農の種類を問わず認定を受けることが可能です。認定農業者には、機械設備などの低利資金の融資、経営相談・研修などの支援策があります。

*詳しいことは市農林水産課 ☎426-3425へ

編集後記

くらしき農業委員会だより 25 が完成しました。

昨年末の総選挙では自民党が圧勝し、政権交代となりましたが、私たちの生活は？農業は？どの様になって行くのでしょうか。明るいニュースが多くなること期待したいと思います。

なお、本紙の印刷は就労継続支援B型施設ふなぐら荘にお願いました。

編集委員

花巻修二 菱川修二 片岡一正 田邊洋樹 黒岡勝美

全国農業新聞

全国農業新聞は経営とくらしに役立つ農業総合専門紙として高い評価を受けています。是非ご購入を！

全国農業新聞を購読してみませんか

（毎週金曜日発行
B3版8～10頁建
購読料：月600円
[送料、税込み]）

全国農業新聞のホームページ

<http://www.nca.or.jp/shinbun/index.php>